

豊能町空き家バンク制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊能町における空き家の有効活用を通じて、定住促進及び都市住民等との交流拡大による地域の活性化を図るため、豊能町空き家バンク制度（以下「空き家バンク」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）町内に存在する建物及びその敷地をいう。ただし、賃貸、分譲等を目的とするものを除く。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権又はその他の権利により当該空き家の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 町内に存在する空き家の売買、賃貸等を希望する所有者等から申し込みを受けた情報を、町内への定住等を目的として空き家の利用を希望する者に対し提供するシステムをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申し込み等)

第4条 空き家バンクに空き家の登録を希望する所有者等は、「空き家バンク」登録申込書（様式第1号）及び「空き家バンク」登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申し込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは、空き家バンク物件登録台帳（以下「登録台帳」という。）に登録するものとする。
- 3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、「空き家バンク」登録完了通知書（様式第3号）により当該申込者に通知するものとする。
- 4 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクによることが適当であると認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

(空き家の登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた者（以下「物件登録者」という。）は、当該登録に係る事項に変更があったときは、「空き家バンク」登録変更届出書（様式第4

号)に登録事項の変更を記載した登録カードを添えて、遅滞なく町長に届け出なければならない。

(空き家の登録の抹消)

第6条 町長は、次に掲げる事項に該当するときは、当該空き家に関する情報を登録台帳から抹消するとともに、「空き家バンク」登録抹消通知書(様式第5号)により当該物件登録者に通知するものとする。ただし、第1号に該当する場合には、改めて登録の申し込みを行うことにより、再登録することができるものとする。

(1) 登録から3年を経過したとき

(2) 当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき

(3) 「空き家バンク」登録抹消届出書(様式第6号)の届出があったとき

(4) その他町長が当該空き家登録を適当でないと認めないとき

(空き家バンクの利用登録申し込み等)

第7条 空き家バンクを利用し情報提供を受けようとする者は、「空き家バンク」利用登録申込書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による利用登録の申し込みがあったときは、その内容等を確認の上、次の各号のいずれかに該当する者で、適切であると認めたものについて空き家バンク利用登録者台帳(以下「利用者台帳」という。)に登録するものとする。

(1) 空き家に定住、又は定期的に滞在して、農業、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与しようとする者

(2) 空き家に定住、又は定期的に滞在して、本町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域活動への積極的な参加を行うことで地域住民と協調して生活しようとする者

(3) その他町長が適当と認めた者

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、「空き家バンク」利用登録完了通知書(様式第8号)により当該申込者に通知するものとする。

(利用登録に係る登録事項の変更の届出)

第8条 前条第3項の規定による登録の通知を受けたもの(以下「利用登録者」という。)

は、当該登録事項に変更があったときは、「空き家バンク」利用登録変更届出書(様式第9号)により、遅滞なく町長に届け出なければならない。

(利用登録者の登録の抹消)

第9条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用登録者に関する情報を利用者台帳から抹消するとともに、「空き家バンク」利用登録抹消通知書(様式第10号)により当該利用登録者に通知するものとする。ただし、第4号に該当する場合には、改めて利用登録の申し込みを行うことにより、再登録することができ

るものとする。

- (1) 第7条第2項各号に規定する要件を欠く者と認められるとき
- (2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき
- (3) 申し込み内容に虚偽があったとき
- (4) 利用登録から3年を経過したとき
- (5) 「空き家バンク」利用登録抹消届出書（様式第11号）の届出があったとき
- (6) その他町長が適当でないと認めたとき

（空き家バンクによる情報の提供等）

第10条 町長は、必要に応じて、利用登録者に登録台帳に登録された情報を提供するものとする。

2 町長は、適切な範囲内で、登録台帳に登録された情報を一般に公開するものとする。

（交渉の申し込み及び通知）

第11条 空き家バンクの情報を受け、空き家の利用に係る交渉を希望する利用登録者は、「空き家バンク」交渉申込書（様式第12号）により町長に申し込むものとする。

2 町長は、前項の規定による申し込みのあった場合、希望する物件の物件登録者にその旨を通知するものとする。

3 前項の通知を受けた物件登録者は、遅滞なく当該利用登録者へ連絡するものとする。

（物件登録者と利用登録者の交渉等）

第12条 町長は、物件登録者と利用登録者との空き家等に関する交渉、売買及び賃貸借等の契約（以下「交渉等」という。）については、直接これに関与しないものとする。

2 交渉等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

3 交渉等が成立したときは、物件登録者及び利用登録者は、遅滞なく町長にその内容を報告しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。